



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和6年分民間給与実態統計調査

# 調査票の記入のしかた

1

説明文中、○で囲んだ数字は各書類の右上の表示に対応しています。

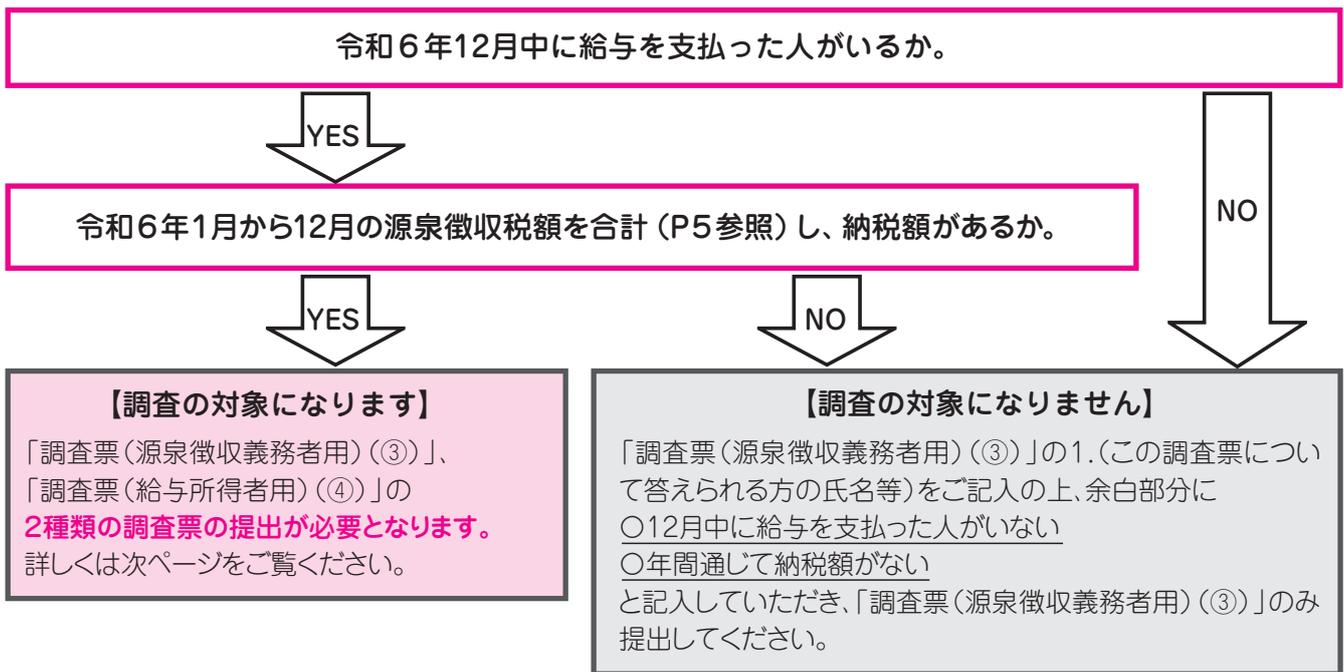
## 令和6年分の調査票を記入する際の留意事項

- 調査票の提出は2種類必要です。
- 調査票（給与所得者用）(④)の「(13) (ウ)「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数」及び「(13) (ワ) 定額減税額」について、記入（入力）漏れにご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）(④)の「(13) (ヌ) 基礎控除額」について、記入（入力）漏れにご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）(④)の「(9) 控除対象配偶者」について、配偶者特別控除の適用者は「0」の記入（入力）漏れにご注意ください。

## 1 調査の対象となる事業所について

以下のフローチャートにより、調査の対象となる事業所かどうかを、判定してください。調査の対象となる場合は、次ページ以降を参考に調査票の作成、提出をお願いいたします。

調査の対象とならない場合は、下記に従い、「調査票（源泉徴収義務者用）(③)」のみ提出してください。



## 提出期限は令和7年2月28日（金）です。

- 統計法により、報告（調査票の提出）が義務付けられています。
- 本調査により集められた調査票（個人情報）は、統計法により秘密として保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。
- 提出された調査票は返却できません。
- 必ずコピーをとってお手もと控えとして保管してください。

## 2 回答の流れ

### インターネット(オンライン調査システム)による回答

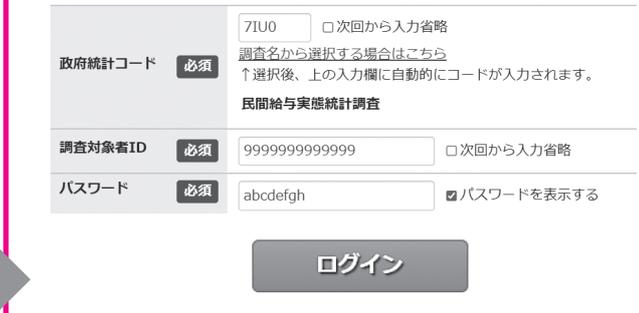
検索サイトから

政府統計オンライン調査総合窓口

もしくはウェブブラウザのアドレスバーに「e-survey.go.jp」と入力。



「政府統計オンライン調査総合窓口」へログインします。



必要書類	■ログイン画面	■調査票(源泉徴収義務者用)の回答
	・民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)	・「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写) 給領収証書」(令和6年1月から12月支払分)

### 給与支払報告書データ(CSVファイル)を活用すると回答の負担が軽減できます!

調査票(給与所得者用)の回答にあたり、市区町村へ提出した給与支払報告書データ(CSVファイル)を活用して、回答データ(調査票(給与所得者用))を作成することが可能です。

CSVファイルを読み込むことにより、記入対象者を自動で抽出するほか、電子調査票のExcelファイルの各入力項目へ自動で入力され、入力作業に係る負担を大幅に減らすことができます。

詳しくは、国税庁ホームページの「インターネット(オンライン調査システム)を利用した回答のご案内」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r06minkyu/minkyu-online.htm>)をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和6年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ



### 光ディスク等(CD・DVD等)による提出

国税庁ホームページに、民間給与実態統計調査用の「光ディスク等提出用記入事項ファイル」及び「提出用データ作成ファイル」(Microsoft®Excel形式)を掲載しておりますので、ダウンロードしてデータを入力後、提出用のファイルを光ディスク等に保存して提出することができます。

光ディスク等で提出する場合も、調査票(源泉徴収義務者用) A4サイズ(③)を未記入のまま提出してください。なお、光ディスク等は送付している返信用封筒には封入できませんので、12ページに記載の国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」事務局にご連絡ください。

詳しくは、国税庁ホームページの「民間給与実態統計調査 光ディスク等による回答のご案内」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r06minkyu/media.htm>)をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和6年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ



### 調査票による提出(調査票は2種類の提出が必要です)

- ・調査票(源泉徴収義務者用) A4サイズ(③) ……1枚
- ・調査票(給与所得者用) A3サイズ(④) ……作成した枚数
- ・同封の返信用封筒へ入れて提出してください。返信用封筒の差出有効期限までは切手は不要です。

調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方(②)で対象者を抽出

調査票(源泉徴収義務者用) (③)を記入

調査票(給与所得者用) (④)を記入

返信用封筒に入れて提出

## 調査票（源泉徴収義務者用）の回答

## 調査票（給与所得者用）の回答

## ■調査票（給与所得者用）の回答

- 「令和6年分給与と所得に対する源泉徴収簿」
- 「令和6年分給与と所得者の保険料控除申告書」
- 「令和6年分給与と所得者の給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等

注意!!

源泉徴収義務者用調査票  
(HTML形式)

給与所得者用調査票  
(Excel形式)

調査の対象者となる場合は、2種類の調査票の提出が必要です。

- ※調査票（源泉徴収義務者用）はHTML形式の調査票、調査票（給与所得者用）はExcel形式の調査票です。
- ※「オンライン回答に関するよくある質問事例」については9ページをご確認ください。

## 記入対象者について

第2層から第8層の事業所は、「調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方(②)」を使用して記入対象者を決定します。

なお、第1層の事業所は全員が記入対象者となります。

区分	事業所の給与所得者数	記入対象者の抽出割合
第1層	1～9人	全員
第2層	10～29人	1/2
第3層	30～99人	1/6
第4層	100～499人	1/20
第5層	500～999人	1/100
第6層	1,000～4,999人	1/200
第7層	5,000人以上	1/200(上限100人)
第8層	本社	1/20

- ※令和6年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）が2,000万円以下の人の割合です。2,000万円を超える人は全員記入対象となります。
- ※給与と所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した人は含まれません。
- ※「本社」とは、給与所得者500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいいます。
- ※第7層に該当する事業所で、給与支給額の合計が2,000万円を超える人を除いた給与所得者数が20,000人を超える事業所については、上限100人分に達するまで入力することとなります。
- ※事業所の給与所得者数が500人未満であっても、資本金が10億円以上で、株式会社の本社であれば、第1層から第4層には該当せず、第8層となります。

## ○このような方法を採用するのは…

事業所の皆様の負担を最小限にとどめつつ、全国の事業所の皆様が同じ方法により定期的に回答いただくことにより、それが全国の縮図となり、統計調査としての精度を高めることによるためです。

### 3 調査票(源泉徴収義務者用)(③)の記入のしかた

この調査票は、令和6年分の源泉所得税を納めた際の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)給領収証書」(令和6年1月から12月支払分)を参考に記入してください。

調査票の記入に当たって

- 調査票は、黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。
- 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。
- 書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。

#### 記入例



政府統計

別紙様式第1号  
統計法に基づく基幹統計調査  
国 税 庁

令和6年分 民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)

〒100-0013  
東京都千代田区霞が関3-1-1  
国税商事株式会社  
給与 ご担当者様

3

政府統計コード (オンライン調査)  
7IU0 (ナナ・アイ・ユー・ゼロ)

調査対象者ID  
1234512345678

パスワード (確認コード)  
abcdefgh

※記入のしかたP4記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

氏名	国枝太郎	課(係)名	経理	電話番号	XX-XXXX-XXXX (内線 XXX )
----	------	-------	----	------	------------------------

2. 調査項目 記入例

(1) 企業の主な業務  
[記入のしかたP4を参照の上、該当の業種番号を記入してください。] ..... 03

(2) 回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号 ..... 143

(3) 組織及び資本金  
[該当する番号を記入してください。  
・株式会社の場合は、令和6年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。] ..... 3

(4) 給与所得者数

(イ)3月末現在の人員	人	4	9	人
(ロ)6月末現在の人員	人	5	5	人
(ハ)9月末現在の人員	人	5	4	人
(ニ)12月末現在の人員	人	6	3	人

(5) 年間給与と支給総額  
[千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。] ..... 174281

(6) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額  
[千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。] ..... 7841

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

< 返信先及びお問合せ先 >  
**国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」事務局**  
 TEL : 0120-927-329 (平日 9:00~18:00通話料無料)  
 (委託先事業者名: 株式会社インテジャリサーチ)  
 〒203-0053 東京都東久留米市本町1-4-1  
 国税庁及び国税局(沖縄国税事務所)では「民間給与実態統計調査」について、上記事業者に業務委託しています。  
**提出期限: 令和7年2月28日(金)**

01

お手もと控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

業種番号	業種分類
01	建設業
02	製造業
03	卸売業、小売業
04	宿泊業、飲食サービス業
05	金融業、保険業
06	不動産業、物品賃貸業
07	運輸業、郵便業
08	電気・ガス・熱供給・水道業
09	情報通信業
10	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業
11	医療、福祉
12	複合サービス事業
13	サービス業
14	農林水産・鉱業

調査票(給与所得者用)(④)に記入した人員数を記入してください。  
※調査票(給与所得者用)(④)を作成後に記入してください。

3ページを参考に貴事業所における令和6年12月31日現在の給与所得者(役員・アルバイト等を含む。)数による区分(第〇層)を数字で記入してください。  
※第8層については、第1層から第7層と判断基準が異なりますので、ご注意ください。

(注)千円単位です。

P5 参照

1

電話番号は、市外局番から記入してください。  
調査票の記入内容等についてお尋ねすることがありますので、そのときにお答えいただける方の氏名、課（係）名、内線番号を記入してください。  
前年の回答をあらかじめ印字しておりますので、内容に変更があった場合は、お手数ですが、印字されている文字を二重線で抹消し、変更後の氏名等を余白部分に記入してください。

2

工場、支店、営業所、出張所等の場合には、その事業所の業務（業種）ではなく、貴事業所等の企業全体としての主な業務に該当する業種番号を業種番号表から選択してください。前年のご回答をあらかじめ印字しておりますので、業務内容に変更があった場合は、お手数ですが、印字されている業種番号を二重線で抹消し、余白部分に正しい番号を記入してください。

なお、業種の詳細な内訳は、国税庁ホームページの「民間給与実態統計調査 業種番号表」  
(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r06minkyu/gyosyu.htm>)  
をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和6年分民間給与実態統計調査の対象  
となられた事業所の皆様へ



3

調査票（給与所得者用）(④)に記入した人員数を記入してください（調査票（給与所得者用）(④)を作成後に記入してください。）。また、3ページを参考に貴事業所における令和6年12月31日現在の給与所得者（12月中に給与を支払った人員（役員・アルバイト等を含む））数による区分（第〇層）を数字で記入してください。

4

株式会社の支店や事業所の場合は、本社の資本金額に該当する番号を記入してください。  
あらかじめ該当する番号を印字しておりますので、資本金額等に変更があった場合は、お手数ですが、印字されている番号を二重線で抹消し、余白部分に正しい番号を記入してください。

### 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 給領収済通知書

5

3月・6月・9月・12月支払分の人員数を転記してください。  
※納期の特例を受けている方は給与台帳等から人数を確認して記入してください。

令和6年1月から12月支払分を準備してください。

区分		支払年月日	人員	支給額	源泉徴収額	支払済額	未払額
俸給・給料等 (01)							
賞与(役員賞与を除く) (02)							
日雇労働者の賃金 (06)							
退職手当等 (07)							
税理士等の報酬 (08)							
役員賞与 (03)							
同上の支払確定年月日							
令和6年1月から12月の支給額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）				年末調整による不足税額 (04)			
				年末調整による超過税額 (05)			
				本 税			
				延滞 税			
				合計額			

6

令和6年1月から12月の支給額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）

7

令和6年1月から12月の税額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）。  
※年末調整による不足税額・超過税額を加減算します。  
※0の場合は「0」と記入してください。

# 4 調査票(給与所得者用)(④)の記入のしかた

- 調査票が不足する場合には12ページのお問合せ先に連絡してください。
- 記入対象者の決め方は、同封の「調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方(②)」を参照してください。
- 調査票には、記入対象者を左詰めで記入してください。
- この調査票は、記入対象者の「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等を参考にして記入してください。

### 記入例

**政府統計**

(2) 記入した者を左の欄から順に1,2,3...と記入してください。ただし、2面以上記入するときは、1面目からの連し番号を記入してください。

(3) 該当する数字をマールでください。

(4)および(5) 1年未満は切り捨ててください。

(6) 12か月以下.....A  
11か月以下.....B

(7) 法人の代表者、役員等.....1  
個人の青色事業専従者.....2  
正社員、正職員として.....3  
1~3以外の給与所得者.....4

(8) 年末調整を行った者.....1  
年末調整(乙種適用のため).....2  
を行わなかった(職制等理由のため).....3  
なかった者(その他の理由).....4

(9) 控除対象配偶者 無.....0  
控除対象配偶者.....1  
控除対象配偶者.....2  
控除対象配偶者.....3  
控除対象配偶者.....4  
控除対象配偶者.....5  
控除対象配偶者.....6  
控除対象配偶者.....7  
控除対象配偶者.....8

(10) 扶養親族数  
(イ) 障害者.....1  
特別障害者.....2  
(ロ) ひろ親.....1  
寡婦.....2  
該当する.....1  
該当しない.....2

(11) 障害者.....1  
特別障害者.....2  
ひとり親.....1  
寡婦.....2  
該当する.....1  
該当しない.....2

(12) 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。

(13) 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。

(14) 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。

**①~③は必ず記入する項目になります。**

別紙様式第2号  
統計法に基づく基幹統計調査  
国 税

① 調査項目

調査項目	国税一部				国税二部			
	1	2	3	4	5	6	7	8
(1)氏名又は記号等								
(2)一連番号				1				2
(3)性別(男1、女2)	●			②	●			②
(4)令和6年12月31日現在 満年齢		4		1		6		7
(5)令和6年12月31日現在 勤続年数		1		9		4		2
(6)令和6年中に給与を支給した月数				⑧				⑧
(7)職務	①	②	●	④	●	②	③	④
(8)年末調整	●	②	③	④	①	②	③	●
(9)控除対象配偶者	(0~8を記入)				(0~8を記入)			
(10)扶養親族数								
(イ)一般の控除対象扶養親族①					3			
(ロ)特定扶養親族②	1							
(イ)老 (a)同居老親等③					1			
人 (b)一般④								
計 (①+②+③+④)	1				4			
(a)障害者								
(b)障害者 同居特別者 非同住								
(11)本人控除								
(イ)障害者-特別障害者					②			
(ロ)ひとり親・寡婦					②			
(イ)勤労学生控除	①				①			
(12)給与の金額								
(イ)給与・手当等 (千円単位)	5	9	7	0	1	2	0	0
(ロ)賞与等 (千円単位)	1	8	0	0	9	0	0	0
合計 (イ)+(ロ) (千円単位)	7	7	7	0	2	1	0	0
(13)控除								
(イ)所得金額調整控除額 (千円単位)								
(ロ)社会保険料控除額 (千円単位)	1	2	2	1				
(リ)小規模企業共済等掛金控除額 (千円単位)								
(ニ)一般生命保険料控除額 (千円単位)	4				0			
(ホ)介護医療保険料控除額 (千円単位)	4				0			
(ヘ)個人年金保険料控除額 (千円単位)	4				0			
(ト)地震保険料控除額 (千円単位)	5				0			
(チ)配偶者控除額 (千円単位)	3				8			
(リ)配偶者特別控除額 (千円単位)								
(ヌ)基礎控除額 (千円単位)	4				8			
(ル)住宅借入金等特別控除額 (千円単位)	4				0			
(イ)本人及び同一生計配偶者と扶養親族の人数					4			
定額減税 (イ)定額減税額 (千円単位) ※実際に控除した額	1				2			
(14)年 税 額 (千円単位)	4				5			

② 給与の金額 (注)千円単位です。

③ 控除 (注)千円単位です。

記入漏れに注意

「(13)諸控除」の「1」の

**(5)勤続年数**

- 貴事業所の支社・支店・工場等から転入してきた人については、前の勤務先での勤続年数を通算してください。
- 条件付採用期間・見習期間等は、勤続年数に含めてください。
- 解雇又は退職してから同じ事業所に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算してください。

**(6)給与を支給した月数**

- 年の途中で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。

**(7)職務**

- 「法人の代表者、役員等」とは、代表取締役・取締役・監査役・理事長・理事・監事等をいいます。
- 「正社員、正職員としている給与所得者」とは、貴事業所で正社員、正職員として処遇している人を行い、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

**(8)年末調整**

- 「その他の理由」とは、給与の金額の合計(⑫)給与の金額の(ハ)計)が2,000万円を超える場合、災害による徴収猶予又は還付を受けた場合等をいいます。

**(9)控除対象配偶者**

- 配偶者特別控除の適用を受けた場合は、「0」を記入してください。

**(10)扶養親族数**

- 扶養親族数には、控除対象配偶者は含みません。

**(12)給与の金額**

- 「(ハ)計」だけでなく、「(イ)給料・手当等」と「(ロ)賞与等」も必ず記入してください。
- 通勤手当等の非課税分を含みません。

**(13)諸控除(二)、(ホ)、(ヘ)**

- 振込保険料ではなく、控除額をご記入ください。
- (二)一般生命保険料控除額、(ホ)介護医療保険料控除額、(ヘ)個人年金保険料控除額の合計が12万円を超えても構いません。

**(13)諸控除(ヲ)、(ワ)**

- 8ページを参考に定額減税について記入してください。

**(14)年税額**

- 源泉徴収税額(年末調整後)を記入してください。
- 年末調整を行わなかった人については、令和6年中に源泉徴収した税額の合計を記入してください。





## 5 オンライン回答に関するよくある質問事例

**【Q1】** 「セキュリティリスク このファイルのソースが信頼できないため、Microsoftによりマクロの実行がブロックされました。」という表示が出て、Excelファイルがダウンロードできません。対応方法はありますか？

**【A】** 当表示されるファイルは、「政府統計オンライン調査総合窓口」を信頼済みサイトとして登録していただく、もしくはExcel調査票ファイルのプロパティの設定を変更することでマクロの実行が可能となります。

以下の1又は2の手順どちらかをお試しください。

詳しくは、政府統計オンライン調査総合窓口の「「セキュリティリスク このファイルのソースが信頼できないため、Microsoftによりマクロの実行がブロックされました。」と表示されるExcel調査票を開く方法」([https://www.e-survey.go.jp/faq/Security\\_risk](https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk))をご覧ください。



### 1 信頼済みサイトへの登録方法

- ① デスクトップの左下にある「スタート」アイコン(「Windows」ロゴ)をクリックする。
- ② アプリの一覧の「W」欄から「Windowsシステムツール」を選択し、コントロールパネルをクリックする。
- ③ 「ネットワークとインターネット」をクリックする。 ※表示されない場合は、表示方法を「カテゴリ」に選択。
- ④ 「インターネット オプション」をクリックする。
- ⑤ 「セキュリティ」タブを開く。
- ⑥ 「信頼済みサイト」を選択する。
- ⑦ 「サイト」をクリックする。
- ⑧ 「この Web サイトをゾーンに追加する」の欄に、政府統計オンライン調査総合窓口のURL( <https://www.e-survey.go.jp> ) を入力し、「追加」をクリックする。
- ⑨ 開いているプロパティのページを全て閉じる。
- ⑩ 改めて、オンライン調査総合窓口の調査票一覧より、電子調査票をダウンロードしてください。

### 2 ファイルのプロパティを変更し、Excel調査票を開く方法

- ① ダウンロードしたファイルの保存場所をエクスプローラーで表示します。  
※必ずオンライン調査総合窓口からダウンロードした調査票ファイルであることを確認したうえで行ってください。
- ② 対象の調査票ファイルを右クリックしてプロパティを選択します。
- ③ 全般タブ内にある、「セキュリティ:」の「許可する(K)」にチェックを入れてOKボタンを押下します。
- ④ 調査票を開きます。

**【Q2】** Excel調査票でCSVファイル取り込み時に「型が一致しません」のエラーが出て進めません。

**【A】** 原因としては主に以下が考えられます。ご確認ください。

### 1 取り込みに使用しているCSVファイルが異なるものでないか

この調査で取り込みができるのは、市区町村へ提出した給与支払報告書(データの1列目「法定資料の種類」が「315」)のCSVファイルです。

※使用しているCSVファイルを開いて、1列目が「375」の場合、この調査では使用できません。

### 2 CSVファイルの一番上に項目名を示す文字が入っていないか

CSVファイルの一番上に項目名を示す文字がある場合は、取込時にエラーが出ます。CSVファイルを複製した上で修正する等して、項目名の入っていないCSVファイルをご用意ください。

### 3 CSVファイルの文字コードと取り込み時に選択した文字コードが異なっていないか

CSVファイルの文字コードを確認し、同じ文字コードを取り込み時に選択してください。

日本語WindowsのANSIはShift\_JISを選択してください。

○ANSIまたはShift\_JIS → Shift\_JIS を選択

○UTF-8 → UTF-8 を選択

CSVファイルを選択して、取り込み実行を行うとCSVファイルが読み込まれCSVデータ選択画面を表示します。

CSVファイル名を選択してください

CSVファイルの文字コードを選択してください

## 6 よくある質問事例

【Q1】 どうしても回答しなければいけないのですか？

- 【A】 統計調査を円滑に実施し、正確な調査結果を得るためには、正確なご回答が必要です。  
もし、ご回答が得られなかったり、回答していただいても、その内容が不正確・不完全であると、調査の目的である統計が作成できず、精度の低い統計になってしまいます。「令和6年分民間給与実態統計調査への御協力についてのお願い」裏面の民間給与実態統計調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。  
なお、当調査は基幹統計調査です。統計法第13条では、国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象である「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。」と規定し、同法第61条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」に対して、「50万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。

【Q2】 個人情報は保護されているのですか？

- 【A】 統計法第41条では、調査に従事する者(委託事業者及びその従業員を含む。)に業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。  
また、同法第57条第1項第2号では、「業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者」は、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。  
このように、調査に従事する者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目全てについて、安心して回答いただくためです。本調査でいただいた回答は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありません。

統計法(平19.5.23 法53) - 抜粋 -

(報告義務)

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 略

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者  
当該情報を取り扱う業務

二～三 略

四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第7章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 略

2 略

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者)

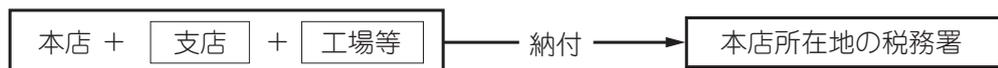
二～三 略

(調査票(源泉徴収義務者用)・調査票(給与所得者用)共通)

【Q3】 当社には、支店、工場等がありますが、本店分のみ作成すればよいですか？

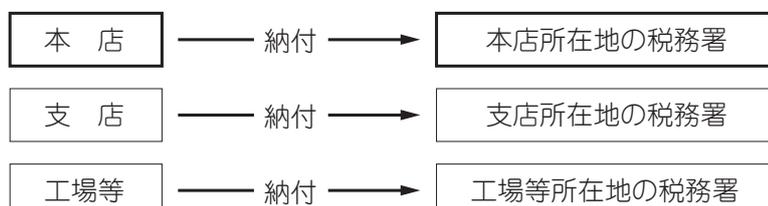
- 【A】 1 貴事業所(本店)が、支店、工場等の従業員分まで含めて一括して源泉所得税を本店所在地の税務署に納付している場合は、貴事業所(本店)、支店、工場等の全てを対象として作成してください。

＜例＞



- 2 支店、工場等の従業員分の源泉所得税を、それぞれの所在地の税務署に納付している場合は、当該従業員分は含まれません(本店分のみを記入対象としてください。)

＜例＞



(調査票(源泉徴収義務者用)・調査票(給与所得者用)共通)

【Q4】 中途採用者について、前職分の給与等は含めて記入するのですか？

【A】 中途採用者の前職分の給与等については、「調査票(源泉徴収義務者用)」と「調査票(給与所得者用)」とで扱いが異なります。

- 1 「調査票(源泉徴収義務者用)」には、中途採用者の前職分の給与等及び税額は含めないでください(貴事業所で源泉徴収した税額を回答していただくためです)。
- 2 「調査票(給与所得者用)」には、中途採用者が年末調整をした人及び給与の金額が2,000万円超であるために年末調整できない人である場合は、前職分の給与及び税額を含めた金額を記入してください(これは、給与所得のある方に個人の給与の収入金額を回答していただくためです)。  
中途採用者で年末調整をしていない人の場合は、前職分の給与及び税額を含めません。

<参考> 中途採用者の給与の取扱い

		前職分	
		給与	税額
調査票(源泉徴収義務者用)		含めない	
調査票 (給与所得者用)	年末調整なし	含めない	
	給与の金額が2,000万円超の人	含める	
	年末調整あり	含める	

(調査票(源泉徴収義務者用))

【Q5】 当社は、12月分給与を翌年1月に支払っていますが、給与総額は、この1月支払分を含めて計算したものになるのですか？

【A】 貴事業所が年末調整をした期間(源泉徴収票に記入するものと同じ内容)により作成してください。この場合は、令和6年1月から12月の間に給与の支給があったものが対象となります。

《例》	給与対象期間	給与支給	
	令和5年 12月	令和6年 1月	} 年末調整対象期間 ⇒ 調査票作成
	令和6年 1月	〃 2月	
	〃 2月	〃 3月	
	〃	〃	
	〃 11月	〃 12月	
	〃 12月	令和7年 1月	

(調査票(給与所得者用))

【Q6】 当事業所の従業員(役員・アルバイト等を含みます。)のうち、どのような人が調査の対象になりますか？

【A】 令和6年12月中に給与を支払った給与所得者(甲欄・乙欄適用者)が調査の対象になります。  
また、年の途中で退職した従業員(役員・アルバイト等を含む。)のうち、令和6年12月中に給与を支給した給与所得者は調査の対象になります。  
なお、次の方は調査の対象から除かれます。

○日雇労働者

労働した日又は時間によって給与の金額が算出され、かつ労働した日にその都度給与の支給を受ける人で、「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の丙欄を適用する人。

(注) 日雇労働者であっても、継続して2か月を超えて給与の支給を受けている場合には、乙欄を適用することになり調査の対象になります。

○海外出向・海外支店勤務の人

令和6年12月の給与を支払った時点で所得税法上の非居住者とされている者(所得税法第2条第1項第五号)

(調査票 (給与所得者用))

【Q7】 (9) 控除対象配偶者の記入について、配偶者特別控除を受けた場合はどのように記入しますか？

【A】 配偶者特別控除を受けている場合は、(9) 控除対象配偶者は「0」を記入し、(13) (リ) 配偶者特別控除に控除額を記入してください。

控除対象配偶者がいない場合と配偶者特別控除の適用を受けた場合に(9) 控除対象配偶者の欄で「0」を記入します。

※記入対象者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

<参考>

控除対象配偶者の有無・種類		(9)の回答	補足
控除対象配偶者 無		0	なし、 <b>配偶者特別控除を受けている場合</b>
控除対象配偶者有	一般	一般	配偶者の年齢が <b>69歳まで</b> (一般)で、 配偶者の年間の合計所得金額が <b>48万円以下</b> の場合 (給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
		障害者	
		同居特別障害者	
		非同居特別障害者	
	老人	一般	配偶者の年齢が <b>70歳以上</b> (老人)で、 配偶者の年間の合計所得金額が <b>48万円以下</b> の場合 (給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
		障害者	
		同居特別障害者	
		非同居特別障害者	

※配偶者特別控除は…配偶者の年間の合計所得金額が**48万円超133万円以下**の場合  
(給与所得のみの場合は給与収入が103万円超 約201万円以下)

(調査票 (給与所得者用))

【Q8】 (14) 年税額について、年末調整を行わなかった人は記入しますか？

【A】 年末調整を行わなかった人については、**令和6年中に源泉徴収した税額の合計**を記入してください。

給与の金額が2,000万円を超える方、乙欄適用の方、その他の理由等で年末調整を行っていない方も(14) 年税額の欄は記入の必要があります。

上記以外によくある質問事例は国税庁ホームページに掲載しています。

詳しくは、国税庁ホームページの「よくある質問事例 (令和6年分調査)」

(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r06minkyu/qa.htm>)をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和6年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ



<令和6年分民間給与実態統計調査に関するお問合せ先>

国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」事務局  
(株式会社インテージリサーチ)

TEL 0120-927-329 (平日9:00~18:00)

FAX 0120-380-885

○お問合せの際は、調査票(源泉徴収義務者用) (3) の調査対象者IDをお伝えください(FAXの場合は、調査対象者IDの記入をお願いします。)

○調査票発送後及び提出期限前の1週間は電話回線が混雑し、つながりにくくなります。

○国税庁及び各国税局では、令和6年分民間給与実態統計調査の実施について、株式会社インテージリサーチに業務委託しています。なお、委託業者には、統計法により守秘義務が課せられています。

札幌国税局	企画課企画第二係	TEL 011-231-5011
仙台国税局	企画課企画第二係	TEL 022-263-1111
関東信越国税局	企画課企画第二係	TEL 048-600-3111
東京国税局	企画課企画第二係	TEL 03-3542-2111
金沢国税局	企画課企画第二係	TEL 076-231-2131
名古屋国税局	企画課企画第二係	TEL 052-951-3511
大阪国税局	企画課企画第二係	TEL 06-6941-5331
広島国税局	企画課企画第二係	TEL 082-221-9211
高松国税局	企画課企画第二係	TEL 087-831-3111
福岡国税局	企画課企画第二係	TEL 092-411-0031
熊本国税局	企画課企画第二係	TEL 096-354-6171
沖縄国税事務所	総務課総務第一係	TEL 098-867-3601